○農林水産省告示第八百七十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

表根羽家畜市場の項中「根羽家畜市場」を「長野県中央家畜市場」に、「長野県下伊那郡根羽村」を「長野県木曽郡木曽町」に改め、同表木曽家畜市場の項を削り、同表宇久家畜市場の項中「宇久家畜市場」を「宇久小値賀家畜市場」に改める。

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県相馬市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字鍛冶屋一一九の三七、一一九の八二、一一九の八三、一一九の一五二から一一九の一五四まで、一一九の一五七から一一九の一六七まで、一一九の一六九から一一九の一七三まで、一一九の一七五、文字上向二の三二、文字津花六〇、六一、六二の一、六二の三、六三の一、六三の三から六三の二四まで、六三の二五（次の図に示す部分に限る。）、六三の二六、六三の二七、六三の三三、六三の三五、六三の三七、六三の三九、六三の四一、六三の四三、六三の四五、六三の四七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市岩出山字上東昌寺沢二〇一の二五・二〇一の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇一の五〇、二〇一の五八、二〇一の五九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森二から四まで、二一から二三まで、二六、二七、二八の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町宮崎字北二三の三、二三の六、二三の七

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町宮崎字北三六の一、三六の三、三六の八・三六の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、北川内字按台九の一、一〇・一五の一・一五の二・一七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七の三、一八、字大谷六〇・六一・字山神前四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四八の一、四八の二・四八の三・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字荒柴三の一二、三の一三、字上野山一三・二一・二三の一・二三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五の四

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十四号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月七日

経済産業大臣　直嶋　正行